

ファインシンターグループ

グリーン調達ガイドライン



目次

- 【1】はじめに
- 【2】ファインシンター サステナビリティ方針
- 【3】ファインシンター環境方針
- 【4】ファインシンター調達方針
- 【5】ファインシンタービジョン 2030
- 【6】本ガイドラインの位置付け
- 【7】仕入先様へのお願い事項
 - 7. 1 環境関連の法令・規則等の順守
 - 7.2 環境マネジメントシステムの構築及び体制整備
 - 7. 2. 1 環境マネジメント体制の構築
 - 7. 2. 2 環境リスク低減活動の推進
 - 7.3 納入品の環境負荷物質管理
 - 7.3.1 含有物質の管理とご報告
 - 7. 3. 2 納入される製品の均質とみなせる材料単位
 - 7. 3. 3 申告対象物質の使用量削減
 - 7. 4 脱炭素/循環型社会/自然共生社会の実現に向けた活動
 - 7.5 環境パフォーマンスの向上
 - 7. 6 各種データのご提供依頼まとめ
- 【8】用語集
- 【9】お問い合わせ先

【1】 はじめに

日頃より、ファインシンターグループの事業活動に多大なご協力を いただき誠にありがとうございます。

私共ファインシンターグループは『ものつくりを通して社会に貢献する』 という理念をもとに、仕入先様との強固なパートナーシップを礎にしながら 革新的かつ高品質な製品とサービスの提供を念頭に、社会の持続可能な 発展への貢献に努めてまいりました。

近年、気候変動、環境汚染、水資源の枯渇、生物多様性の喪失など さまざまな地球環境問題が一層深刻化する中、国連で提唱されました 『持続可能な開発目標(SDGs)』の達成に向け、私共企業には事業活動を 通じた具体的な行動が求められています。

ファインシンターグループでは、2050 年度にカーボンニュートラル 達成を目標に掲げ、また循環経済の実現や、自然共生社会の実現に向けた 取り組みを推進しています。これらにあわせ、仕入先様へのお願い事項を まとめた「ファインシンターグリーン調達ガイドライン」を改訂し ファインシンターグループの目標達成に向けた取り組みを一層強化して 仕入先の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えます。

仕入先の皆様におかれましては、乙ガイドラインの趣旨を十分に ご理解の上、実践していただきますよう、お願いいたします。 また、仕入先の皆様の仕入先様に対しても当ガイドラインと同様の内容を 展開いただき、浸透を図っていただきますよう、お願いいたします。

令和7年1月16日

株式会社 ファインシンター 執行幹部

田尻 幸男

【2】ファインシンター サステナビリティ方針

ファインシンターは、企業理念「ものつくりを通してすみよい社会と人々 の幸せに貢献する」をサステナビリティ方針として、事業を通じて社会課題 に貢献し、持続的成長に向けた取組みを継続します。

【3】 ファインシンター環境方針

- 1. 環境法令及び利害関係者の要求事項等を順守します。
- 2. 環境保護に努め、自然と共生できる社会に貢献します。
- 3. 環境目標の達成のため、環境マネジメントシステムの継続的改善に 努めます。

【4】ファインシンター調達方針

- 1. 開かれた公正な取引 取引を希望される仕入先様に対して公平な取引機会を提供します。 仕入先様の選定は品質、原価、納期に加え、持続的な取り組み姿勢を 考慮します。
- 2. 相互協力と相互発展 仕入先様とは相互発展のため、コミュニケーションを密に 信頼関係の構築をします。
- 3. 地域社会、地球環境との調和 仕入先様と連携した、豊かな社会づくり、環境保全や人権侵害の 排除につとめてまいります。

【5】 ファインシンタービジョン 2030

ファインシンターは環境方針に従い、時代の変革を支える ものつくり企業として、モビリティの脱炭素化・多様化、人びとの健康 及び地球環境に貢献することを目指し、以下の取り組みを掲げ、推進します。

1. 脱炭素社会の構築に向けた取り組み

二酸化炭素排出量の削減 (2013年度比)

2025 年度目標: ▲40% 2030 年度目標: ▲50%

2. 循環型社会の構築に向けた取り組み

廃棄物排出量の削減 (2010年度比)

2025 年度目標: ▲45% 2030 年度目標: ▲50%

水使用量の削減

3. 環境保全と自然共生社会の構築

環境負荷物質の使用量ミニマム化 コバルトレス材料の展開 物質管理の強化

【6】 本ガイドラインの位置付け

- ■グリーン調達とは、当社が調達する原材料、部材、サービスについて 評価の高い仕入先様から優先的に調達することです。 評価となる項目は以下の点です。
 - (1)環境法規則・規範を順守している。
 - (2)環境負荷低減に取り組んでいる。
 - (a) 当社が指定する申告対象物質の含有が管理されている。
 - (b)環境負荷の低減、二酸化炭素等の温室効果ガス(GHG)の 低減に配慮した原材料、部材、副資材、その他サービス (加工、熱処理、表面処理など)を提供している。
 - (c) 廃棄物の排出量低減に取り組んでいる。
 - (d) 水使用量の低減、排水浄化に取り組んでいる。
 - (e) 原材料、部材等の納入品に、いわゆる紛争鉱物の対象となる 物質が含まれる場合には、その調達先が明確になっている。
 - (3) ISO14001またはそれと同等の環境マネジメントシステムが 構築され実施されている。
- ■グリーン調達ガイドラインの位置付け

本グリーン調達ガイドラインは、ファインシンターグループとして 共通して仕入先様へお願いする内容をまとめたものです。

本ガイドラインの内容をご理解いただき、当社のグリーン調達活動に ご協力いただきますようお願いいたします。

ファインシンターグループとは、以下の国内各社をいいます。

株式会社ファインシンター

ファインシンター東北株式会社

ファインシンター三信株式会社

【7】 仕入先様へのお願い事項

ファインシンタービジョン 2030 を実現するためには 仕入先様のご協力が不可欠となっております。

そこで、本グリーン調達ガイドラインに、仕入先様へのお願い事項を まとめました。

仕入先様におかれましては、当社のグリーン調達への取り組みに対し深い ご理解と、ご協力をお願い申し上げます。

7.1 環境関連の法令・規則の順守

ファインシンターグループでは、法・条例、協定などの順守を環境活動の 最重要項目に位置付けております。

環境法令等の違反により、規制当局から事業活動の制限や停止が 命じられることがあり、ファインシンターグループのみならず 当社の顧客に対しても多大なご迷惑をおかけすることになります。 従いまして、全ての仕入先様におかれましても環境関連法令等の順守を お願いいたします。法令順守は、お取引上の絶対条件となります。

7.2 環境マネジメントシステムの構築及び体制整備

ファインシンターグループでは、長期的な視野に立った環境リスクの低減活動を推進しており、環境マネジメントシステムの構築と、その運用の維持・向上が重要と考えております。環境リスクの低減のためには仕入先様の環境リスクの低減も必須であることから、環境管理体制を整備し、環境マネジメントシステムを構築していただきたいと考えます。環境マネジメントシステムは、ISO14001 または同等の第三者認証取得を基本とした体制の構築をお願いいたします。

表1にファインシンターの推奨する第三者認証規格を記しますのでご参考ください。

すでに構築済みの仕入先様におかれましては、運用の維持・向上 認証の更新をお願いいたします。

また、当社は、原料の調達から製品の廃棄に至るライフサイクルの 視点で製品の環境性を評価しながら、企業活動全般における環境影響の 低減に努めています。この活動では、当社のみの企業活動把握だけでは なく、サプライチェーン全体における、ライフサイクル視点での環境 影響の把握が必要となります。従いまして、仕入先様の業態によって 環境マネジメントシステムの構築要求内容が一部変わりますので ご対応をお願いいたします。仕入先様の業態等による対応につきましては 表2をご参照ください。表2に当てはまらない仕入先様につきましては お問い合わせください。

サプライチェーン全体の環境マネジメントシステムを 構築するために、仕入先様の仕入先様に対しても、同様の 環境マネジメントシステムの構築を要請、展開、ご指導いただきたいと 思います。

なお、第三者認証を取得されない仕入先様におかれましては ISO14001:2015に準ずる仕組みを構築してください。

表1	ファイ	ソシハンター	-推奨の第三	:者認証規格-	- 書
12	_ ノ / · -	, , , ,	IT X V/70_	- H DMADH AATH	

規格名	主催	参考ホームページ
ISO14001	国際標準化機構	http://www.jsa.or.jp/
	(日本規格協会)	
環境活動評価プログラム	環境省	http://www.ea21.jp
エコアクション21		/index.html
環境経営評価制度	エコステージ	http://www.ecostage.org/
エコステージ	研究会	
KES(京都環境マネジメ	特定非営利活動法人	http://www.keskyoto.org
ントシステム)	KES環境機構	/index.html
及びそれと同一の規格を		
採用している審査登録		
機関による認証の		
ステップ2以上		

- (1) 新規にお取引を始める仕入先様は原則として、お取引の開始前に環境マネジメントシステムの構築を完了してください。
- (2) 原則として、年に1回の環境自主点検を実施していただきます。 チェックシート等が配布されましたら、期日までにご回答を お願いいたします。当社ではこのチェックシートのご回答内容や 仕入先様とのお取引状況などを考慮して、仕入先様へ担当者が 環境監査に出向くことがありますので、ご対応をお願いいたします。 これらの結果は、仕入先様評価に反映されます。
- (3) ISO14OO1または同等の第三者認証を受けた、環境マネジメント システムを構築された仕入先様は、登録証等の写しを要求することが ありますので、ご対応ください。

表2 仕入先様の業態と環境マネジメント取組み事項対応表(1)

分類No.		I	П	Ш
		各種原材料	梱包資材	油脂
ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	き (テたキの)	メーカー	メーカー	メーカー
仕入先様の業態(主なもの)		表面処理受託		加工受託
				熱処理受託
		原材料	箱	ガス
		副資材	袋	加工油
		部材	防錆剤	加工液
 主な取扱い/管	囲が免りたど	品部	防錆紙	焼入油
上の政政が行民	圧刈多回なし	製品	テープ	洗浄液
		表面処理	ラベル紙	防錆油
		めっき	ラベルインキ	焼結治具
		コーティング		
法令順守		0	0	0
環境マネジメニュー		Δ	Δ	Δ
以外の一次のマインスト体制構築	自主点検	A	A	A
ノド仲間情楽	当社監査	A	A	A
物質管理		A	A	A
脱炭素/循環型社会/自然共生		_	_	_
社会活動				
各種データのご提供		A	A	A

○;必須 △;任意 ▲;当社が依頼する仕入先様 -;対象外

表2 仕入先様の業態と環境マネジメント取組み事項対応表(2)

分類No.		IV	IV V	
		素材 設備メーカー		その他
仕入先様の業態	態(主なもの)	メーカー	油脂メーカー	メーカー
		金型作製 塗料メーカー		物流
		金型	設備	非生産用洗剤
ナな取り(答	明が色ロなど	金型用材料	設備備品	作業衣
土は奴扱のでは	主な取扱い/管理対象品など		設備用潤滑油	物流ルート
		工具	塗料	
法令順守		0	0	0
環境マネジメ	第三者認証	Δ	Δ	Δ
以上体制構築	自主点検	A	A	A
ノド体制特架	当社監査	A	A	_
物質管理		A	A	A
脱炭素/循環型社会/自然共生		_	_	•
社会活動		_		
各種データのご提供		A	A	A

○;必須 △;任意 ▲;当社が依頼する仕入先様 -;対象外

7.2.2 環境リスク低減活動の推進

前項における環境自主点検の結果、仕入先様で自社の評価が低いと 判断される場合には、仕入先様で環境リスク低減のための活動を 行ってください。

自主点検チェックシートの設問は環境リスクに関するものですので それぞれの内容を検討いただき、環境リスクの低減に努めてください。

7. 3 納入品の環境負荷物質管理

当社に納入される原材料、副資材、部材など当社製品となるものへの 環境負荷物質の使用に関しては、欧州をはじめとしたグローバル規制が 進んでおり、その影響はますます大きくなるばかりです。

そのような動きのなか、環境に大きく影響を与える物質は環境負荷物質と 定義されています。世界中にあふれる物質は数億種類とも言われますが どの物質が環境に対してどのような影響を与えるのかは、いまだに わからないものが大多数です。そこでファインシンターでは 現在および将来的な物質の環境へのリスクを把握する一助として 当社に納入されるすべての納入品の物質を管理いたしますので 以下の内容についてご協力をお願いいたします。管理する物質(成分)の種類は以下となります。

- (1) 当社製品そのものに含有される物質(成分) すなわち原材料等。
- (2) 当社が製品を作製する工程で使用される物質(成分) 代表例として以下があります。
 - ・製品加工時に使用する油剤、防錆剤、洗浄剤
 - ・生産設備に使用される油脂(作動油、潤滑剤など)
 - ・生産設備周辺環境に使用される物質 (蛍光灯=水銀、建屋=石綿など)
 - ・塗料(設備用、床面用、壁面用など)
 - (3) 当社への納入時に使用される梱包資材 ラベルそのもの、印字インクなども含まれます。
 - (4) その他のもので、法令に定められた物質(成分)を含むもの 労働安全衛生法などに規定されたものが対象です。

7. 3. 1 含有物質の管理及び報告

仕入先様の業態により対象となる物質が異なります。

(a) 原材料・副資材・梱包資材等何らかの製品を納入いただいている 仕入先様

ファインシンターグループに納入される製品に含まれるすべての物質 (成分)の管理と報告を、お願いいたします。

含まれる物質(成分)には意図的に含有させているものだけでは なく非意図的な含有、すなわち不純物や製造過程において生成される 反応生成物、場合によっては汚染物なども含まれます。

仕入先様で使用する製品(原材料)や製造工程を管理し、仕入先様の 仕入先様を管理していただくことで、ファインシンターグループに 納入される製品の含有物質(成分)が管理されていることに なります。いわゆるサプライチェーンの遡り管理です。

(b) 当社製品を加工や熱処理を行っていただいている仕入先様機械的加工や熱処理に用いている、加工液、洗浄液、焼入れ液などを管理と報告をお願いします。複数の当社製品があり使用する油液等が製品ごとに異なる場合には、それぞれ管理と報告をお願いします。なお、油液の原液を希釈して使用している場合には、その希釈液の種類や希釈倍率も管理、報告願います。

(c) 当社製品にめっきや塗装など表面処理を行っていただいている 仕入先様

めっき、塗装、化成処理などに使用している薬液や塗料などで 当社への納入時に製品に残留している物質(成分)を管理、報告 ください。なお、表面処理による重量増分も管理、報告下さい。

(1)管理項目

構成する物質(成分)名称及びその含有率になります。 どのような物質をどのくらい含んでいるのかを管理ください。 複数の物質(成分)から構成されている場合には、必ず合計が 100%になるように管理してください。

含有する物質(成分)の把握は、サプライヤチェーン遡りによる情報収集を基本としますが、仕入先様において変換工程(仕入先様の工程内で物質の変換;合成や分解などにより使用した原材料とは異なる物質が生じる工程)がある場合には仕入先様ご自身による分析等も必要になることがあります。

尚、その場合の分析費用等については仕入先様の負担でお願いします。

(2)報告の方法

物質のご報告は下記①でお願いします。やむを得ない場合には ②又は③でのご報告でも可といたします。

- ①「納入品成分構成報告書」のご提出
 - ・必ず物質(成分)名称、特定できるCAS RN等及び含有量を ご報告ください
 - ・意図的添加、非意図的添加、不純物等の区分はありません。
 - 当社の申告対象物質の含有有無は必ず明示ください。
 - ・含有物質(成分)は100%となるようにご報告ください。 但し、秘密情報などの理由により開示いただけない場合 には、納入する製品を構成する物質(成分)のうち 重量比10%未満については非開示成分とすることが できますが、当社の申告象物質を閾値以上含有している 場合には、非開示とすることはできません。(*注1)
 - ・労働安全衛生法施行令の改正に伴い、無害であることが 確実である物質以外を含む場合には、できる限り 開示くださいますようお願いいたします。無害であることが 確実である物質は仕入先様でご確認ください。

- ・当社の指定する申告対象物質一覧及び納入品成分構成報書 原紙は当社ホームページに掲載しておりますので 閲覧、入手ください。なお、申告対象物質一覧は、非定期に 改訂・更新いたしますので常に最新版をご確認ください。
- *注1;製品を構成する物質で、製品が複数の部材で構成されているものや、めっきなどの処理をしている場合にはそれぞれの部材、めっきの種類などごとの重量比であり、細分化した単位での報告となります。製品全体の重量比ではありませんのでご注意ください。詳しくは、7.3.2項をご確認ください。
- ②IMDSによるご報告当社のIDは「22923」です。
- ③chemShelpaによるご報告
- (3) ご報告いただいた情報の取扱い

ご報告いただいた情報は、以下の用途に使用いたします。

- ①法令に基づく行政当局への報告 PRTR制度などが該当します。
- ②当社の顧客への報告 当社製品の含有物質については、当社顧客への報告が 必須となっております。
- ③当社化学物質リスクアセスメント等に使用 労働安全衛生法に基づき実施義務となっています。

(4) ご報告内容についての注意事項

仮に申告対象物質が含有していたにもかかわらず、弊社に報告されていなかった場合、法的や社会的責任だけでなく当社顧客からの損害賠償等にも問われます。

これらは過失の有無にかかわらず、すべて仕入先様の責と なります。

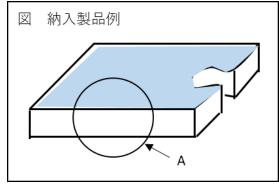
7. 3. 2 納入される製品の均質とみなせる材料単位

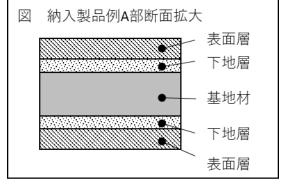
均質とみなせる材料単位とは、例えば電子基板に鉛を含有している場合 均質とみなせる材料単位は電子基板ではなく、はんだ、PZT、鉛ガラス などをいいます。他の均質とみなせる材料単位の例として以下を ご参考ください。

- (1)表面処理鋼板
 - 細
 - 表面処理で形成された皮膜
- (2) 複合材料
 - ・複合材料(結合材、補強繊維、充填材などに分解しない)
- (3) 板金、鋳物、鍛造品、樹脂製品などの単一構成製品 ※複合品を除く

例;板、箔、シャフト、ケース、シール、ボルト、ナット ワッシャー、歯車、樹脂部品、粉末冶金製品







基地材成分

部材等を構成する主たる物質(成分)。例えば鉄。 部材等を構成する成分に含まれる添加物。例えばシリコン。

めっき、塗装部

部材等に施されている表面処理。めっき、塗装など。 めっきや塗装は、それ自体の個別成分、重量割合でご報告ください。 また、下地など層が分かれている場合には、個別にご報告ください。

表3 表面処理板の成分報告例

	製品に占める割合	物質名	個別含有率	個別合計	
基地材	99.89%	鉄	98%	100%	
空地的	99.09%	シリコン	2%		
工业屋	0.01%	Α	70%	100%	
下地層		В	30%	100%	
表面層	0.1%	С	98%	100%	
		D	2%	100%	

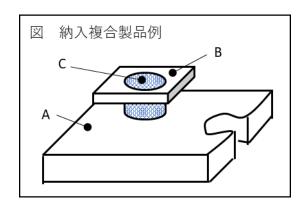
(4) 製品に防錆油を塗布した製品

表4 防錆油を塗布した製品の成分報告例

	製品に占める割合	物質名	個別含有率	個別合計
素材	99%	鉄	100%	100%
防錆油	1%	Е	98%	1009/
別が明が出	1 70	F	2%	100%

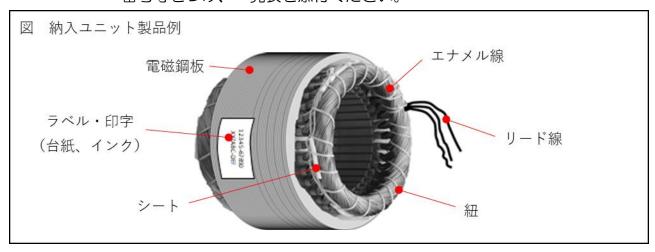
(5) 板金、鋳物、鍛造品、樹脂製品などの複合製品

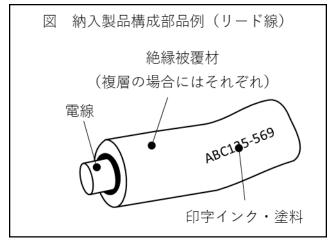
A、B、Cの3つの部材で構成されている製品では、A、B、Cを それぞれ個別にご報告ください。ご報告書は重量の重いものから 順番に記載してください。個々の製品にめっき等がされている 場合には(3)の例をご参考にご報告ください。



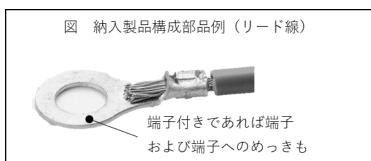
(6) ユニット

モーターなど、機能を持った部材、またはそれに準ずるもの。 ユニットを構成している部品に分解し、それぞれについて 上記(1)~(5)に従ってご報告ください。ユニットの場合 構成する部品点数が多数になり、納入品構成成分報告書が複数 枚になりますが、その場合には、ユニットがわかるように整理 番号等をつけ、一覧表を添付ください。





印字やマーキングに 使用しているインクや塗料等も 記入が必要です。



7.3.3 申告対象物質の使用量削減

当社申告対象物質を含有している場合には、それらの使用量を 削減する、または使用しないようにする検討をお願いいたします。 但し、現在流動しているものや流動が決定しているものに含有している申告対象物質を削減または未使用のものに代替・変更する場合は 工程変更や設計変更に当たりますので承認されるまでは切り替え等を 仕入先様の判断で行わないように、お願いいたします。 また変更内容によっては、弊社顧客の承認が必要になりますので 計画されましたら、できるだけ早期に弊社担当部署へ ご相談ください。顧客承認には数年を要するものもあり、顧客から 変更のための評価費用の請求をされることがあります。

7. 4 脱炭素/循環型社会/自然共生社会の実現に向けた活動

ファインシンターグループでは、持続可能な環境を未来につなぐために 脱炭素/循環型社会/自然共生社会の実現に向けた活動を推進して います。仕入先様におかれましても、事業活動全般を通じた活動への 取組みをお願いいたします。

(1) GHG (温室効果ガス) 排出量の把握

当社に納入される製品のすべてについて、GHG排出の削減に取り組んでいただくために排出量を把握してください。GHGのなかでも、特に二酸化炭素の排出量を把握ください。二酸化炭素排出量は表5に示す分類があります。まずはScope1、Scope2を把握していただき、Scope3の把握を検討ください。

二酸化炭素排出量の把握には環境省がホームページで公開している「サプライチェーン排出量算定の考え方」をご参考ください。 仕入先様が事業活動で使用しているガス、電気などの使用量の 把握から換算係数を掛け、算出していただきますようお願いします。 各使用量は、仕入先様の契約するガス会社や電力会社からの、領収書などによって、正確な値を把握することができます。二酸化炭素以外の排出量については環境省ホームページをご参考下さい。 ファインシンター向け製品のGHG排出量は、仕入先様の 総排出量からファインシンター向けの売上金額比率から按分計算する方法などがあります。当社は仕入先様にGHG排出量データのご報告を要求することがありますので、ご協力ください。

表5 二酸化炭素排出量の分類

分類	説明	対象品目例
	自社での燃料の使用に	化石燃料
Scope1	伴う排出(直接排出)	(石炭、LPG、都市ガス、ガソ
		リン、灯油、軽油など)
	他社で生産されたエネ	電力、熱、蒸気
Scope2	ルギーの使用に伴う排	
	出(間接排出)	
	サプライチェーン全体	購入品
Scope3	の中で排出される、上	(原材料、部品、消耗品)
	記以外の間接排出	物流、通勤、販売活動など

(2) GHG 排出量の報告

GHG の種類ごとに、排出量をご報告ください。

特に二酸化炭素についてご報告をお願いします。

ご報告は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間の排出量と しますが、仕入先様の集計がこの期間と異なる場合にはご報告の際に 期間を明記してください。

当社向け以外の業務を行っている場合には、仕入先様の全排出量から当社向け分の売上金額や出荷重量等で按分計算してください。

(3) GHG 排出量削減目標の設定と目標達成のための活動の推進 GHG 排出量削減のために仕入先様の削減計画、目標の立案・設定を お願いします。GHG 排出量の削減目標としては、基準年に対して 何年までに何%の削減とする場合や、毎年何%削減するといった 活動計画・目標を設定ください。

2019 年度比での排出量削減計画の立案及びご報告をお願いします。 【取り組み事例】

<Scope1、2>

- 生産をはじめとする事業活動全般におけるエネルギーの削減(省エネ)。ムダなエネルギー使用の撲滅、老朽更新時に省エネ機器導入。
- 再生可能エネルギーの導入。
- ・フロン使用設備(エアコン、冷却器など)の点検維持による漏えい防止。

<Scope3>

- 仕入先様の生産工程改善による原材料の使用量削減。
- 仕入先様従業員の通勤手段、経路の最適化。

(4) 循環型社会の推進

当社は製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し 廃棄物の発生を抑止する社会を推進します。

仕入先様におかれましても、循環型社会の推進をお願いいたします。

【取り組み事例】

- 生産工程における廃棄物の削減。廃棄物を出さない生産システムの構築。
- リサイクル材(再生材)の利用促進。これからは特に廃自動車由来 リサイクル材の利用促進。
- ・梱包資材の削減。通箱・パレットのリユース。

(5) 自然共生社会の実現に向けた活動

環境に大きな影響を及ぼす可能性のある物質の使用・利用、或いは それら物質の排出を抑制するとともに、事業活動における 生物多様性の保全と、限りある資源の有効活用を目指した活動を お願いします。

- a) 環境負荷物質の使用・利用の制限と排出の抑制
 - 7. 3項に記しました内容を実施ください。

また、仕入先様の事業活動における使用・利用も制限、管理されるようお願いいたします。

b) 生物多様性保全活動の推進

2021年6月の英国G7サミットにおける「2030年自然協約」で示された内容で、カーボン・ニュートラルに続く環境に関する世界の潮流となっています。2030年までに生物多様性の損失を止め反転させる。という世界的な使命とされています。

具体的な活動については、例えば環境省のホームページ、30b y 30 をご参考ください。

【取組み事例】

- 什入先様事業所や地域の清掃活動への参加。
- 希少動植物の保護や外来種の駆除活動。

c) 資源の有効活用を目指した活動

限りある資源を無駄にせず、有効利用することを推進してください。 【取組み事例】

- 仕入先様の事業活動における資源利用設計時の省資源化。
- 水使用量の低減及び循環利用の促進。
- 排水の管理。

7.5 環境パフォーマンスの向上

環境パフォーマンスとは、次のように解釈されます。

『仕入先様の事業活動において、大気、水、土地、天然資源、植物動物、人及びそれらの相互関係を含む仕入先様をとりまくものに対しての影響を、仕入先様のめたマネジメントシステムついての測定可能な結果。仕入先様が決めた環境マネジメントシステムが環境にのように影響しているかを召した値。』 具体的には次に示す指標があり、仕入先様がこれらの環境パフォーマンスの向上に努めていただきますようお願いいたします。

- ◇ GHG (温室効果ガス) 特に二酸化炭素排出量の削減
- ◇ 廃棄物、排出物の削減
- ◇ 環境負荷物質のリスク削減
- ◇ 水使用量の削減
- ◇ 生物多様性保全活動の推進
- ◇ 工場や職場の緑化推進

当社は、仕入先様にそれぞれのパフォーマンスデータのご提出を お願いすることがありますので、ご協力ください。

7. 6 各種データのご報告依頼まとめ 前項までにお願いしたご報告いただくデータを表6にまとめます。

表6 ご報告依頼 (仕入先様の分類番号は表2をご覧ください)

	環境	物質	Gł	HG	環境
分類No.	マネジ メント 体制	(成分) 管理	削減計画	データ	パフォー マンス
I	A	A	A	A	A
П	A	A	A	A	A
\blacksquare	A	A	A	A	A
IV	A	A	A	A	A
V	A	A	A	A	A
VI	A	Δ	A	A	A

△;任意 ▲;当社が依頼する仕入先様

【8】 用語集

グリーン調達: 当社が調達する原材料、部材、サービスについて

評価の高い仕入先様から優先的に調達すること。

G H G:温室効果ガス Green House Gas の略。

二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素など。

申告対象物質:顧客、業界団体等により指定された物質。

当社では「顧客要求によるもの」及び「労働安全衛生法施行令」 並びに「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善 の促進に関する法律(化管法)」「毒物及び劇物取締法」により 指定されたものとしている。

物 質:製品を構成するもの。化学物質のこと。化学物質という名称は 化石燃料を元にした人工合成物であるとの誤認をしやすいため 当ガイドラインでは単に物質としている。

紛争鉱物: 重大な人権侵害を引き起こしている、または内戦や紛争や戦争に よって武装勢力や反政府組織の資金源となっている鉱物のこと。

【9】 お問い合わせ先

株式会社ファインシンター 調達・生製準進行部 調達管理室

〒480-0303 愛知県春日井市明知町西之洞1189番地11 TEL 0568-88-4355 (代表)